

学術集会などにおける一般演題等についての倫理的配慮に関する指針

一般社団法人 SST 普及協会 学術委員会

I. はじめに

SST 普及協会の法人化に伴い、全国ワークショップと学術集会のさらなる発展と地域での SST の普及に貢献するために、学術委員会が新たに発足し、開催地実行委員会と連携して会を企画・運営していくことになりました。その一環として、「学術集会などにおける倫理的配慮に関する指針」を策定することになりました。

これまでの学術集会での発表や抄録からみても、本協会は医師、看護、心理、教育、労働、福祉、司法などさまざまな職種・機関から構成されているため、研究種別の分類方法や倫理的配慮についてのとらえ方が、会員によって若干異なっていることが推測されます。そこで、学術委員会としては、世界医師会によるヘルシンキ宣言および日本精神神経学会による「臨床における倫理綱領」（精神神経学雑誌;99,525-531,1997）等に記載された倫理規約に沿って、下記の通り「学術集会などにおける一般演題についての倫理的配慮の指針」を提示することにしました。本指針を普及協会執行委員会ならびに開催地実行委員会（近畿地区）の承認のもとに平成 27 年度第 20 回学術集会において実行することを通して、学術集会の企画運営にあたった実行委員や参加された会員からの意見を集約して、「学術集会などにおける倫理的配慮に関する指針」を策定したいと思います。よって、第 20 回学術集会に参加される会員は、この「学術集会などにおける一般演題等についての倫理的配慮の指針」に沿っていただくようお願い申し上げます。

II. 基本的倫理規定

1. 研究・実践対象者の人権の尊重
2. 研究実践の際のインフォームドコンセント
3. 得られた情報の秘密保持の厳守、目的外使用の禁止
4. 公開に伴う責任、特に匿名性の担保
5. 研鑽の義務
6. 研究や実践を行ううえでの本倫理規定の遵守

III. 一般演題応募ならびに発表における規定

1. 当学術集会演題として相応する内容か
協会の目的「本会は、日本各地での SST の普及と精神科リハビリテーションの発展、ならびにメンタルヘルス、市民生活の質の向上に貢献する」に合致していますか。
 2. 倫理上の問題はないか
 - ① 研究や実践の対象者（あるいは代諾者）に十分な説明のうえ、発表の同意を得てください。
例：「対象者に研究目的、方法、結果発表について文書で説明し、同意を得た。」
「本人に十分な説明のうえ、発表の同意を文書で得た。」（症例報告の場合）
 - ② 研究対象者に不利益や負担が生じないように配慮してください。
例：「研究に参加しなくても何ら不利益を受けないこと、一旦承諾してもいつでも中断できることを保証した。」
 - ③ 個人ならびに施設が特定されないように匿名性に十分配慮してください。
例：個人が特定されるようなイニシャル、自治体名、病院名等は避け、A、B などと表示してください。日付は X 年、X+1 年などを用いてください。「当院」「当施設」などの記載も避けてください。
 - ④ 引用文献・図書は明示してください。
- * 1. 抄録及び発表時には本規定①②③を遵守している旨を記載してください。
* 2. 所属機関に倫理委員会がある場合にはその承認を得た旨を、抄録および発表に記載ください。ない場合には、この規定を遵守している旨の記載（前項）で代替いたします。
3. その他当日の発表について

- ① 当日配布する資料は、学術集会事務局と取扱い方法を相談し、原則的に発表者の責任で準備・回収・廃棄してください。
- ② 質疑応答の際にも、個人が特定されないように心がけてください。
- ③ 運営側は、発表会場での参加者の写真・ビデオ撮影などの個人情報の流出や知的所有権の侵害などの問題が起こらないように留意してください。